

福島県市町村国民健康保険広域化等支援方針改定素案のポイントについて

平成25年2月1日

福島県国民健康保険課

1 市町村意見照会の結果

(1) 実施項目に関する主な意見

項目	主な意見
1 事業運営の広域的な取組 (医療費適正化事業の共同実施)	○ 高医療費対策を追加 ○ 双葉郡の医療費増加の記載
(1) レセプト(診療報酬明細書)点検の共同実施	○ 柔道整復師の施術の療養費の適正化への取組 ○ レセプト点検業者も含めた点検員のスキル向上
(2) ジェネリック医薬品差額通知の共同実施	○ 希望カードを新規国保加入者などに必要に応じて配布 ○ 県国保連合会から受けられるジェネリック医薬品調剤実績や削減効果実績表の資料の有効活用 ○ 差額通知は実施から3年目で実績も蓄積され効果が表れてきており、今後も引き続き取組が必要
(3) 医療費分析の共同実施	○ 国保連合会で平成25年度に稼働予定の国保データベースシステム(KDB)の有効活用
(4) 広域的な保健事業(特定健診・特定保健指導に関する事項)	○ 各保険者の保健指導体制の強化及び医療機関における特定保健指導実施 ○ 国保連合会からのデータを有効活用できていない。
2 財政運営の広域的な取組 (保険財政共同安定化事業の拡充)	○ 平成27年度の拡充に向けて、拠出金算定方式や交付額、超過負担に対する県調整交付金等の検討
3 本県の標準設定について (1) 国保税収納率の目標設定	○ 被災市町村への配慮 ○ 目標が高くなる市町村の意見聴取
(2) 標準的な保険料(税)算定方式等	○ 保険税の算定方式を4方式から3方式へ移行する目標年次を設定。

(2) 収納率目標、保険者規模区分について

項目	回答内容	回答数	備考
収納率目標	① 89.50 %	4 保険者	
	② 89.27 %	1 保険者	
	③ 89.00 %	5 2 保険者	
	④ その他	1 保険者	
	計	5 8 保険者	選択肢回答なし 1 保険者
保険者規模	① 4 グループ	8 保険者	
	② 5 グループ	4 7 保険者	
	③ その他	3 保険者	
	計	5 8 保険者	選択肢回答なし 1 保険者

2 支援方針改定素案における主な変更点

- (1) 対象期間を変更（平成 25・26 年度の 2 か年計画）
- (2) 震災の記述を追加（被保険者や医療費の増加）
- (3) 社会保障制度改革国民会議の記述を追加
- (4) 各種データを最新値に変更
- (5) 実施項目
 - 県全体収納率目標は 89.00 % のまま据置き
 - 保険者規模別収納率目標を算出するグループ分けは、1 千人以上 1 万人未満を 2 分割し 5 グループに変更。
 - 保険財政共同安定化事業拡大は、支援方針による前倒し実施を行わず平成 27 年度から実施。
 - 保険財政共同安定化事業の算定方式等は、平成 27 年度までの間に継続検討する。
 - その他、各市町村意見照会の回答内容を踏まえ見直し